

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都江戸川区鹿骨四丁目8番12号

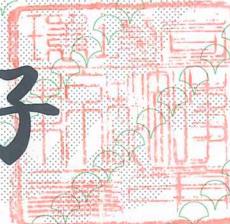
氏名 有限会社クロダ
代表取締役 黒田 晴江

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項

の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 5年 1月 20日

許可の有効年月日 令和 10年 1月 19日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類

破碎： 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類

（処分できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおり。）

（以上7種類）

2 事業の用に供する施設（詳細は裏面のとおり。）

東京都足立区入谷五丁目2番19号

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時から17時までとする。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 15年 1月 20日 新規許可

令和 5年 1月 20日 更新許可 第4回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

（裏面あり）

(裏面)

許可番号 第13-20-005973号

2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都足立区入谷五丁目2番19号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破碎	廃プラスチック類 (廃塗料及び廃蛍光ランプを除く。)	2.0 (t/日)	-----	平成15年1月20日	-----	-----
	紙くず	2.6 (t/日)				
	木くず	3.6 (t/日)				
	繊維くず	3.1 (t/日)				
	金属くず (廃蛍光ランプを除く。)	10.0 (t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光ランプを除く。)	15.3 (t/日)				
破碎	がれき類	3.9 (t/日)	-----	平成15年1月20日	-----	-----

(以下余白)